

実践女子学園個人情報の保護に関する規程

(制定 17 年 3 月 16 日)

(目的)

第 1 条 この規程は、個人情報の保護に関する法律に基づき、学校法人実践女子学園(以下「学園」という。)が保有する全ての個人情報について、適正な収集、利用、管理及び保存を図り、学園における個人の権利、利益及びプライバシーを保護するために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 個人情報とは次の各号に掲げる者で、特定の個人が識別され、又は識別され得る個人(当該情報のみでは、識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)に関係する情報で、学園が業務上取得した全ての情報をいう。

- (1)教職員及び学生・生徒並びに学園の構成員である者又は構成員であった者
 - (2)入学志願者、教員及び職員採用応募者
 - (3)公開講座、生涯学習センターにおける受講者及び講演者
 - (4)学園施設設備等の利用者
 - (5)学園への寄付、寄贈者
 - (6)上記各号に定める者の保証人、父母、家族、親族等
- 2 前項各号のいずれかに該当する者を個人情報提供者という。
- 3 保護の対象とする個人情報の項目については、別表による。

(責務)

第 3 条 学園は、個人情報保護法及び関連法令に基づき、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う情報提供者の権利、利益及びプライバシー侵害の防止に関し、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1)個人情報提供者へ利用目的の周知
- (2)学園が雇用する教員及び職員に対する本規程、個人情報保護法及び関連法令等の遵守の徹底
- (3)学校に在籍する学生・生徒等に対する個人情報保護にかかる教育並びに指導
- (4)収集目的以外の流用又は第三者への漏えい流出の予防
- (5)情報セキュリティ対策をはじめとする安全対策の実施

(保護管理者等)

第 4 条 個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理者(以下「保護管理者」という。)、個人情報取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)及び個人情報情報管理者(以下「情報管理者」という。)を置く。

- 2 保護管理者は、学園が設置する各学校の長及び総務部長とし、個人情報の適正な取扱い(収集、利用、提供、削除等)を図る責任を有する。
- 3 取扱責任者は、各学部長等、附属機関の長及び事務における部署の長をもって当てる。取扱責任者は、その所管する業務の範囲内における個人情報の収集及び維持管理に関し、この規程の定めに従い、適正に取り扱う責任を有する。
- 4 情報管理者は、情報センターの事務部長とし、情報システムにおける個人情報を適正に管理運用する責任を有する。
- 5 保護管理者は、取扱責任者及び情報管理者の責任範囲について疑義が生じた場合、当該取扱責任者若しくは情報管理者と協議の上、その責任範囲について定めるものとする。

(取得の制限)

第 5 条 個人情報の取得は、業務上の使用目的に必要な範囲に限定するものとし、私的な目的又は個人の思想、信条若しくは宗教について調査する目的をもって行ってはならない。

- 2 個人情報は、その使用目的を明示して対象となる本人から公正妥当な手段によって取得しなければならない。ただし、危急又は失踪等やむを得ない理由により、本人から個人情報を取得することができない場合は、第三者から取得することができる。

(利用の制限)

第6条 個人情報とは、所定の使用目的とは異なる他の目的のために利用又は提供することはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 法令の定めがある場合
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合
- (4) 当該個人情報を保有する部署内において利用し、又は他の機関・部署に提供する場合で、業務遂行上、必要かつ相当の理由があると認められ、本人の権利、利益及びプライバシーを不当に侵害するおそれがないことが、保護管理者の判断において明白である場合

(危険防止及び維持管理)

第7条 保護管理者は、所管の個人情報について安全性及び信頼性を確保し、適正に管理するため、当該個人情報への不正な接触並びにその漏えい、滅失、毀損及び改ざん等の危険防止に関し、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 保護管理者は、所定の使用目的の必要に応じ、所管の個人情報を最新又は最適の状態に保つよう維持管理に努めなければならない。
- 3 保護管理者は、所管する個人情報の保存、編成、加工及び廃棄等について、必要な事項を定める。

(開示の請求)

第8条 個人情報提供者は、予め本人であることを明らかにして、自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

- 2 前項の請求をする場合は、当該請求の内容及び理由等の必要な事項を明記した書面を、予め当該保護管理者に提出するものとする。
- 3 保護管理者は、本人から当該個人情報の開示請求があった場合は、当該個人情報を開示するものとする。ただし、開示しないことに正当な理由があると認められる場合は、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

(訂正・削除の請求)

第9条 個人情報提供者は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認められる場合は、予め本人であることを明らかにして、その訂正又は削除を請求することができる。

- 2 前項の請求をする場合は、当該請求の内容及び理由等の必要な事項を明記した書面を、予め当該保護管理者に提出するものとする。
- 3 保護管理者は、本人から当該個人情報の訂正又は削除の請求があった場合は、速やかに調査、点検のうえ、必要な措置を講じるものとする。

(不服の申し立て)

第10条 個人情報提供者は、前条第3項の措置について不服がある場合は、予め本人であることを明らかにして、不服の申し立てをすることができる。

- 2 前項の不服の申し立てがあったときは、当該申し立ての内容及び理由等の必要な事項を明記した書面を、保護管理者を経て、理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、前項の申し立てがあったときは、この申し合わせ事項の目的に基づいて適正に対処するため、当該申し立てについて、個人情報保護委員会に審議させその結果を当該申し立て本人に対し文書で通知するものとする。

(苦情処理)

第11条 個人情報提供者は、保護管理者が行う自己の個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、保護管理者に対し、当該個人情報の取扱いの是正等の苦情を申し出ることができる。

- 2 保護管理者は、個人情報の取扱いに関する個人情報提供者の苦情の申し出に迅速かつ適正に対応しなければならない。

(業務の外部委託)

第12条 保護管理者は、個人情報を取り扱う業務を学外に委託する場合、この規程が許容する範囲で、当該個人情報の適正な管理及びプライバシーの保護に必要な事項について、予め文書で約定しなければならない。

(個人情報保護委員会の設置等)

第13条 学園の個人情報の保護に関わる重要事項を審議するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の審議事項は、次の各号とする。

- (1)個人情報の保護に関する全学的な施策に関する事項
- (2)救済の手續に関する事項
- (3)保護管理者から個人情報の収集、利用、提供、開示、訂正等について付議された事項
- (4)その他個人情報の保護に関する重要な事項

(構成)

第14条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1)理事長
- (2)保護管理者
- (3)取扱責任者
- (4)情報管理者
- (5)その他、理事長が必要と認めた者

2 委員は、理事長が委嘱する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

別 表

区分	対象者	項目
設置する学校に在籍する学生等	学生、生徒、留学生、科目等履修生、聴講生、研究生、研究員、科目等履修生徒、リカレント生、離籍した学生等	身元・身上情報、学歴・学位情報、保証人情報、家族・親族情報、健康管理・医療情報、金融・信用情報、社会保険情報、学籍情報、履修・成績情報、学費納入情報、休職・進路・指導情報、進路先・勤務先情報、奨学生（応募）情報、課外活動情報、施設設備利用情報、図書館利用情報、賞罰情報、免許資格情報、コンピュータ利用情報
設置する学校に在籍する学生等の保証人、父母、家族並びに親族	上記に掲げる保証人、父母及び家族又は親族	身元・身上情報
設置する学校の入学志願者等	入学志願者、出願者、進学相談会等相談者、見学者等	身元・身上情報、学歴・成績情報、保証人情報、志願情報、入学試験等成績情報、入学試験等選考・判定情報
学園が雇用している、または雇用していた教員及び職員	教員（専任、契約、非常勤） 職員（専任、契約、嘱託、臨時）	身元・身上情報、学歴・学位情報、職歴情報、保証人情報、家族・親族情報、雇用情報、任用情報、給与情報、金融・信用情報、税情報、社会保険情報、健康管理情報、利用情報、賞罰情報、免許資格情報、教育研究実績情報、コンピュータ利用情報、図書館利用情報
学園が雇用している、または雇用していた教員及び職員の家族または親族	上記に掲げる保証人、父母及び家族又は親族	身元・身上情報
学園の役員等	理事、評議員、監事、顧問	身元・身上情報、学歴・学位情報、保証人情報、家族・親族情報、健康管理情報、医療情報、記入・信用情報、社会保険情報、勤務先情報、賞罰情報、免許資格情報
教員及び職員採用応募者	採用応募者	身元・身上情報、学歴・成績情報、医療・健康情報、賞罰情報、免許資格情報、教育研究実績情報、採用試験等選考情報
公開講座等受講者等	公開講座、生涯学習センター講座、講演会、その他の催し物の受講希望者、講演者、受講者及び参加者	身元・身上情報、履修成績情報、受講料等納入情報、図書館利用情報
学園への金品の寄付、寄贈者	寄付者、寄贈者	身元・身上情報
施設設備等の利用者	施設設備等の利用者 （図書館、香雪記念資料館、学生会館、実習所等）	身元・身上情報、職業情報、施設設備利用情報、図書館利用情報
その他	上記以外で紹介、問い合わせ、意見、質問、要求要望等を行う者	身元・身上情報